

## 厚生労働省所管特例民法法人の概要

所管法人総数 1,029

うち厚労省単独所管法人数 880

## ○役職員関係

	21.12.1	22.4.1	増減
国家公務員OBが役職員として在籍する法人数	652	611	▲41
国家公務員OB役職員数	3,396	2,796	▲600
うち 厚労省OBが役職員として在籍する法人数	579	547	▲32
厚労省OB役職員数	2,749	2,216	▲533

## ○役職員関係

	21.12.1	22.4.1	増減
国家公務員OBが役職員として在籍する法人数	530	489	▲41
国家公務員OB役職員数	2,676	2,214	▲462
うち 厚労省OBが役職員として在籍する法人数	481	454	▲27
厚労省OB役職員数	2,310	1,897	▲413

## ○役員関係

		21.12.1	22.4.1	増減
全体	国家公務員OBが役員として在籍する法人数	560	517	▲43
	国家公務員OB役員数	1,350	1,177	▲173
	うち 厚労省OBが役員として在籍する法人数	484	450	▲34
	厚労省OB役員数	980	851	▲129
常勤	国家公務員OBが常勤役員として在籍する法人数	336	306	▲30
	国家公務員OB常勤役員数	435	384	▲51
	うち 厚労省OBが常勤役員として在籍する法人数	292	275	▲17
	厚労省OB常勤役員数	357	325	▲32

## ○役員関係

		21.12.1	22.4.1	増減
全体	国家公務員OBが役員として在籍する法人数	477	434	▲43
	国家公務員OB役員数	1,080	936	▲144
	うち 厚労省OBが役員として在籍する法人数	425	395	▲30
	厚労省OB役員数	881	764	▲117
常勤	国家公務員OBが常勤役員として在籍する法人数	293	264	▲29
	国家公務員OB常勤役員数	367	320	▲47
	うち 厚労省OBが常勤役員として在籍する法人数	271	254	▲17
	厚労省OB常勤役員数	333	301	▲32

## ○職員関係

		21.12.1	22.4.1	増減
全体	国家公務員OBが職員として在籍する法人数	320	312	▲8
	国家公務員OB職員数	2,046	1,619	▲427
	うち 厚労省OBが職員として在籍する法人数	294	286	▲8
	厚労省OB職員数	1,769	1,365	▲404
常勤	国家公務員OBが常勤職員として在籍する法人数	306	298	▲8
	国家公務員OB常勤職員数	1,869	1,483	▲386
	うち 厚労省OBが常勤職員として在籍する法人数	282	272	▲10
	厚労省OB常勤職員数	1,603	1,239	▲364

## ○職員関係

		21.12.1	22.4.1	増減
全体	国家公務員OBが職員として在籍する法人数	251	245	▲6
	国家公務員OB職員数	1,596	1,278	▲318
	うち 厚労省OBが職員として在籍する法人数	243	237	▲6
	厚労省OB職員数	1,429	1,133	▲296
常勤	国家公務員OBが常勤職員として在籍する法人数	237	231	▲6
	国家公務員OB常勤職員数	1,425	1,148	▲277
	うち 厚労省OBが常勤職員として在籍する法人数	231	223	▲8
	厚労省OB常勤職員数	1,268	1,011	▲257

## 特別民間法人、特別法人、特殊法人及び該当特例民法法人代表者 殿

平素より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しいご意見を踏まえ、これまで閣議決定に基づき独立行政法人の役員ポストの公募（別紙1）や国家公務員OBが在籍する法人に対する補助金の削減、省庁による再就職あっせんの禁止等の取組を、省を挙げて進めてきたところです。

また、こうした取組を更に進め、2月10日には、厚生労働省から補助金等を受けている特別民間法人及び特例民法法人であって同省からの再就職者が5代以上続いている法人に対し、役員人事について公募の実施を要請したところであります。

さらに、3月26日には、特例民法法人に対し、何らかの報酬を得て理事長等の役員ポストに在職している70歳以上の厚生労働省の本省課長相当職以上経験者については、今後役員等として選任しないよう検討することを要請したところであります。

しかしながら、国家公務員OBの所管法人への再就職については、昨今の行政刷新会議における事業仕分けはもとより、省独自の事業仕分けにおいても厳しいご指摘をいただいたところであります。こうしたご指摘を始め、依然として国民からの厳しいご意見がある中、私としては、より一層の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、皆様方におかれましては、下記により役員ポストの公募の実施を検討していただき、これまでの国と所管法人の関わり方の疑念を払拭するための自主的な導入をお願い申し上げます。

なお、この際には、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて削減すべき役員ポストは削減した上で実施していただきますよう併せてお願い申し上げます。

## 記

## 1 公募対象者

(1) 現在、国家公務員OBが役員（理事長、理事、監事（無給の者を除く。以下同じ。））に就職しているポストについて、任期満了時及び当該ポストに離任者が生じることとなった場合、新たな役員の選任については公募により後任者の選考を行うこと。

(2) 新たに国家公務員OBを役員に選任しようとする場合には、公募により選考を行うこと。

※ 無給には交通費など実費支給のみを受けている者は含まれるが、謝金等の報酬が支給されている者は含まれない。

## 2 公募方法等

公募方法、外部有識者による選考委員会の設置、役員の選任に係る留意事項については、厚生労働省発総0210第2号「特別民間法人及び特例民法法人の役員公募について（別紙2）」の記3から5まで（特例民法法人にあっては記3から6まで）を参考にして適切な方法により実施すること。

特に、役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

平成22年6月18日

厚生労働大臣 長妻 昭

## 特例民法法人代表者 殿

平素より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しいご意見を踏まえ、これまで閣議決定に基づき独立行政法人の役員ポストの公募（別紙）や国家公務員OBが在籍する法人に対する補助金の削減、省庁による再就職あっせんの禁止等の取組を、省を挙げて進めてきたところです。

また、こうした取組を更に進め、2月10日には、厚生労働省から補助金等を受けている特別民間法人及び特例民法法人であって同省からの再就職者が5代以上続いている法人に対し、役員人事について公募の実施を要請したところであります。

さらに、3月26日には、特例民法法人に対し、何らかの報酬を得て理事長等の役員ポストに在職している70歳以上の厚生労働省の本省課長相当職以上経験者については、今後役員等として選任しないよう検討することを要請したところであります。

しかしながら、国家公務員OBの所管法人への再就職については、昨今の行政刷新会議における事業仕分けはもとより、省独自の事業仕分けにおいても厳しいご指摘をいただいたところであります。こうしたご指摘を始め、依然として国民からの厳しいご意見がある中、私としては、より一層の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、皆様方におかれましては、下記により役員ポストの公募の実施を検討していただき、これまでの国と所管法人の関わり方の疑念を払拭するための自主的な導入をお願い申し上げます。

なお、この際には、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて削減すべき役員ポストは削減した上で実施していただきますよう併せてお願い申し上げます。

### 記

#### 1 公募対象者

- (1) 現在、国家公務員OBが役員（理事長、理事、監事（無給の者を除く。以下同じ。））に就職しているポストについて、任期満了時及び当該ポストに離任者が生じることとなった場合、新たな役員の選任については公募により後任者の選考を行うこと。
- (2) 新たに国家公務員OBを役員に選任しようとする場合には、公募により選考を行うこと。

※ 無給には交通費など実費支給のみを受けている者は含まれるが、謝金等の報酬が支給されている者は含まれない。

#### 2 公募方法等

公募方法、選考方法等については、公平性及び透明性を十分に確保した適切な方法により行うこと。

特に、役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

平成22年6月18日

厚生労働大臣 長妻 昭

## 独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について

〔平成21年9月29日〕  
閣議決定

独立行政法人及び特殊法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員人事の在り方については、今後、独立行政法人等の抜本的な見直しや国家公務員制度改革の議論を踏まえた上で検討を行うこととしているが、それまでの間は、暫定的な措置として、以下により対応することとする。

なお、独立行政法人の役員のうち、所管大臣が任命権を有さない者については、各法人において以下の趣旨を踏まえた任免が行われるよう、所管府省から要請するものとする。

### 1 平成21年9月末に任期満了等となる独立行政法人等の役員人事

- (1) 所管大臣が、各法人の事業運営や役員数、報酬等について点検を行った上で、引き続き当該役員ポストの任命が必要と判断する場合には、内閣官房長官と協議の上、後任者の任命を行う。
- (2) 公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から、①現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び②新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う。
- (3) 公募による役員の任命は、職務内容書（ジョブディスクリプション）の作成や外部の有識者による選考委員会の開催など選考の公平性及び透明性を十分に確保するために、3か月程度の期間をかけて（本年12月末までに）行う。

なお、現在役員に就任している者も含め、公務員OBからの応募も認める。

(4) 上記の作業に伴い、9月末までに後任者の任命を行うことは困難であることから、法人の運営に支障を生じるおそれがある場合には、公募による後任者の任命までの間、現任者の再任について、本人の同意を条件に、認める。

## 2 平成21年10月以降に任期満了等となる役員人事

上記1の取扱いに準じて、対応するものとする。

厚生労働省発総 0210 第 2 号  
平成 22 年 2 月 10 日

該当特別民間法人、特例民法法人所管部局長 殿

大臣官房長  
(公印省略)

### 特別民間法人及び特例民法法人の役員公募について（抄）

独立行政法人及び特殊法人の役員人事については、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）において任期満了を迎える公務員 OB ポストを公募するとの方針が示され、この方針に基づく公募が進められているところであるが、厚生労働省から補助金等を受けている特別民間法人及び特例民法法人（以下「特別民間法人等」という。）の役員人事についても、公正で透明な人事を確保する観点から、公募の実施が望まれるところである。貴職におかれては、所管の特別民間法人等に対して、下記を踏まえ、公募の実施を要請していただくようお願いする。

### 記

#### 1・2（略）

#### 3 公募方法

- (1) 公募に当たっては、当該法人のホームページ、公共職業安定所への情報提供、新聞広告など多様な周知方法を取ること。
- (2) 特別民間法人等のホームページにおいては、公募するポスト名、職務内容、必要な資格・試験、勤務条件、選考方法、応募方法等を職務内容書として公表すること。
- (3) 特別民間法人等は、公募を行う場合、公募開始の1か月前までに厚生労働省あて公募内容の報告を行うこと。

なお、厚生労働省においては、当該報告に基づき、随時、公募を行う特別民間法人等の一覧をホームページにおいて公表することとする。

#### 4 外部有識者による選考委員会の設置

特別民間法人等の役員の選任については、定款等に定められている評議員会等での役員の選任議決の経路を経ることは当然であるが、選考の公正性及び透明性を確保す

るため、原則として、外部有識者による選考委員会を設置し、当該委員会が推薦する役員候補者の中から評議員会等において、役員を選任すること。

ただし、常勤の役員数が50人程度以下の法人にあつては、選考委員会を設置することなく、評議員会等で審議することも可能とする。

なお、いずれの場合においても審議の際には、厚生労働省職員及び厚生労働省出身者は参加しないものとする。

## 5 役員を選任に係る留意事項

役員を選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、特別民間法人等の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

## 6 理事の定数及び常勤の理事の報酬の適正化について

特例民法法人の理事の定数については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ。以下「運用指針」という。）を踏まえ、当該法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて、適正な数となるよう指導すること。

また、理事の定数については、公募対象ポスト数に見合う定数の削減に努めるよう要請すること。

なお、常勤の理事の報酬についても、指導監督基準及び運用指針を踏まえ、不当に高額又は多額なものとならないよう、適切に指導すること。

（別紙）略

(参考)

「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)(抄)

#### 4 機関

##### (1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」

(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ)(抄)

##### 4 (2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

##### (6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及び合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。